

4月はれが開所した。みぬま福祉会は、9月、将来構想の事業の全体会を開き、後援会と法人が共同して、この間に確認されてきたいくつもの課題をまとめ、新たな要求を出し合い、次の方針を決めていくために必要な議論を始めた。暮らしの場の整備に向けた議論を進めることと、大宮太陽の家の改善、さいたま市での拠点となりえる通所施設の整備を進めることが確認された。

大宮太陽の家の改善は11月に有望な建て貸し物件が出たことで、公的補助による施設整備の方針を転換し、物件の条件について交渉を進めてきた。未決のまま今日に至っている。

制度では、10月から「特定」処遇改善加算が開始した。また、地域共生社会の実現を地域住民等の責務とした社会福祉法の改正の動きが強まっている。

みぬま福祉会では、第2次補正予算で施設事業の収支が赤字になった。収支の改善が、次年度に向けて大きな課題になっている。

3月、新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が出され、みぬま福祉会の各施設でも対策が始まっている。通所の制限や暮らしの場からの一時帰宅など仲間たちの日常に大きな変化が生まれている。5月、その状況は変わらずに推移している。

1. 情勢及び社会福祉事業に関わる方針

①福祉の市場化

市場化の流れは、社会福祉の分野にまで広がり、営利企業の参入はグループホームなど暮らしに関連する分野にまで及んでいる。使えるサービスの利便性が広がっているとされる一方で、親と子、家族と仲間の要求の乖離が話題になる。事業と利用者など含めて様々な関係が分断される状況がある。

⇒福祉事業の質を高め、よく生きたいという願いを、共通の願いにしていける共同を広げる。

行政交渉とともに、地域や社会に権利としての福祉を実現するための取り組みを進める。

■9月19日将来構想委員会の事業の全体会を後援会とともに開催した。権利と要求に基づく福祉事業の在り方、実践、運動、経営の在り方を検討し、第4期の将来構想をまとめることが課題になっている。

②我こと丸ごと共生社会

世代、分野を超える福祉の統合を、自助、互助及び福祉の産業化を柱に推し進めようとする方向に対して

⇒それぞれの分野における福祉の質の向上を、各法の充実と必要な専門性の確保の中で実現させていく運動を進める。実践的な見方や発達保障の考えを広げる。

権利としての福祉の充実を求め実現する運動を、個別の実態に即して進め、また、幅広く連携して進める。

⇒事業と障害当事者の共同を進める。障全協、障埼連の運動を進める。

⇒権利としての福祉を進める分野を超えた経営全国組織に参加する。

■準備を経て権利としての社会福祉を進める分野を超えた社会福祉経営の全国組織が2020年4月に発足した。

■全世代型社会保障検討会議(給付抑制と負担増、さらなる消費増税検討)、社会福祉連携推進法人(大規模化による合理化の推進)などの動きが始まる。2020年4月地域共生社会の推進を責務にした社会福祉法の改正案が提出されている。

③地域社会に貢献する取り組みの責務化

⇒みぬま福祉講座などを通じた取り組みの拡充。

児童発達支援の応益負担の免除などを実施している。

みぬまらしい地域との共同の視点を持った取り組みを進める。

■発達保障連続講座を子育て支援事業として実施している。

④建物の広さや条件を要さない事業の増大、施設整備費補助の大幅な減額、営利事業の参入拡大

「事業は事業者の責任で行う。」という傾向が強まっている。

⇒施設整備基準の適正化及び施設整備費補助の増額を求める。一人当たり面積などの算出根拠を明らかにした補助基準に改め、補助率を上げさせていくことが必要になる。

⇒事業は公的補助による整備をめざす。

- 大宮太陽の家の改善を公的補助による整備として進める方針であったが、条件のいい立て貸し物件がでたため、現在交渉中。現状の仕組みや補助金額での公的整備の困難が明らかである。

⑤暮らしの場の不足は深刻。

国は入所施設の削減方針を維持しているが、昨年全国で10か所を補助対象にしている。日中支援型のホーム、地域生活支援拠点などの新事業が出てきた。

⇒入所施設の必要を社会的な合意として公的整備を可能とする状況を作る。暮らしの場の創設を青年期の自立要求にこたえる事業として取り組む。

⇒グループホームは相変わらず厳しい運営環境にある。新たなグループホームの整備を進めるためにも、既存のホームに安心して利用し続けられる環境、運営を目指すことが課題になる。

- 国、県との交渉において、グループホームの条件改善を求めている。全国、埼玉の暮らしの場を考える会に積極的に参加し、国、県への要望活動に取り組んでいる。

⇒重度の仲間が安心して利用できるグループホームの創設について検討を始める。日中支援型ホームについて検討する。

- 日中支援型ホームの検討は進んでいない。将来構想の議論に含めて検討する必要がある。

- 暮らしの場を考える会や障害者祭りのシンポジウムの議論において、活動や関係が途切れない暮らしの場の視点とともに、「その人らしいタイミングで」ということが語られるようになっていく。近くに豊富な資源があることが求められている。

⇒ロングショートの日数制限について対策する。

- 知る限りにおいて、自治体は必要な支給決定をしており、実際上の問題は現場に及んでいない。関西では利用制限の事例がある。

⇒しらゆりの家型のショートステイ施設を他地域にも広げるように取り組む。

- 埼玉北地域の自立支援協議会、白岡市や蓮田市の社会保障キャラバンの懇談などにおいて、しらゆり型のショートステイの有用性について訴えている。埼玉の暮らしの場を考える会や総合社会福祉研究所の集会で、しらゆり型の成果と有用性を報告している。東京都の運動団体からも問い合わせがあるなど、あらゆる機会に情報発信している。

⑥福祉を担う職員の不足は事業の実施や継続を脅かすほど深刻になっている。

⇒職員確保の具体的な取り組みを進める。

他の事業所分野とも共同して進める。

福祉職員の待遇改善を求める運動を福祉労働の質の向上の視点を持って進める。

- 国との交渉において、抜本的な報酬の改善を求めている。

10月から特定処遇改善加算が実施され、申請したが、職員の分類による格差と対象外職員、対象外事業があり、職場に対立と混乱を持ち込み、福祉職の待遇を固定させる内容を含んでいるため、法人としてはこの方法に反対している。処遇改善の原資を含めて基本報酬に含めること、使途制限を含め、福祉職の人件費に関わる国の考えを示すことを求めている。

- 法人では、給与、休日などの規定の見直し、構造的な変更に関わる議論が課題になっている。

⑦福祉医療機構の退職金共済への補助の廃止は、28年度新規採用者から適用され財政への影響は次第に大きくなってきている。

⇒補助の復元を求める運動を進める。

退職金共済自体への加入は当面堅持する方針だが、現実的な影響は確実に増していくことになるため、対応策について組合との協議が必要になる。

⑧子どもの療育に応益負担が残されている。3歳4月から学齢までの自己負担はなくなる。

⇒子どもの療育の応益負担を廃止するための運動を進める。

児童発達支援事業の自己負担の免除を継続する。

■児童発達支援事業の自己負担の免除を継続している。

⑨重症心身障害の人が安心して通所できる制度がなくなっている。

⇒看護師・PTなどの専門職が常駐できる通所施設の制度の創設を求める。

⑩卒後の進路は依然として厳しい。営利の参入など子の願う進路にならない傾向が強まっている。

⇒ねがいに基づく進路が保障されるような取り組みを進める。みぬまへの希望については最大限実現されるよう準備を行う。

⇒要求をまとめること。最近乖離しがちな親と子の要求を高い地点で一致させていけるような取り組みについて検討する。

■施設利用の相談を、各事業、施設が行っている。

方針に基づいた相談が有効に機能するように、法人としての仕組み作りが課題になる。

■大宮太陽の家の改善および休止しているアトリエ輪の活用の中での議論する。

⑪地域生活支援拠点等の事業検討を行う。

⇒入所機能を備えた拠点施設の考えが薄まる。福祉実践における総合的力量的向上をはかる視点を持った拠点のあり方について検討を進める。

⑫みぬまの基本的要求を実現させるための運動を様々な団体と共同して進める。

⇒暮らしの場の不足を訴え拡充を求めること、社会福祉事業の施設整備を公的責任で進めること、社会福祉事業の人員や設備の基準を抜本的に改めること、職員を確保し、労働条件を引き上げるために必要な報酬の引き上げを行うことなどを求める。

・前年体制による次年体制の確保の矛盾解消

・開所時資金の補助

・施設整備費の補助基準、補助率の改善 備品費の補助

・算定根拠を明確にした報酬の抜本的改定。日払い、入所施設の土日、夜間の報酬の改定

・グループホームの実態改善に見合う報酬の改定 職員配置基準の改善 家賃補助

・人員配置加算1. 3対1の創設 ・食事提供体制加算の定着

・ロングショートの日数制限を止め、実態改善のための施策を充実すること

・退職共済の補助復元

■様々な団体の国や県の交渉に積極的に参加し、積極的に発言している。なかなか良くならない。

格差と貧困の中での福祉、軍事費が増え、社会保障が削減される傾向が顕著。

ねがいと要求に基づく共同を広げ、実現への道筋を見つけることが必要になる。

入所施設における土日の生活介護の支給

職員配置における1.3対1の創設、区分6以上の創設など重点要求になる。

3. 事業について

[施設、事業の運営]

- ・ 川口太陽の家(生活介護) 国の美術振興事業実施(2016年度から)
- ・ アトリエ「輪」(生活介護・定員20名・2015.4開所) 2019年度事業休止
- ・ 太陽の里(生活介護・施設入所支援・短期入所)
- ・ オレンジホーム(グループホーム)2010年3月1日
- ・ サンライズ(グループホーム)2009年3月27日第2と含めて一体化) 2019年4月一部移転。
- ・ 大地(生活介護38名・施設入所支援・短期入所)
- ・ 白岡太陽の家ーにじ (生活介護・新築移転) 2012年4月1日
- ・ 大宮太陽の家(生活介護)2012年4月1日 2019年4月から従たる事業所廃止
- ・ 白岡市障害者デイサービスセンター(2008年から5年委託)
- ・ 蓮田はすの実作業所(生活介護=蓮田市から土地建物無償貸与) 2012年4月1日
- ・ 生活支援センター
 - ・ 大宮区障害者生活支援センター(2006年10月)
 - ・ 埼葛北障害者生活支援センターたいよう(2006年10月) ※2018年からきららの分の機能強化
 - ・ 川口市障害者相談支援センターみぬま(2006年10月1日)

- ・北区障害者生活支援センター（2008年4月1日）
虐待防止の機能（2012年4月1日）
- ・埼玉北地区基幹相談支援センタートロンコ(2018年4月)（じりつと共同運営）
- ・サポートセンターたいよう 2019年度事業休止
居宅支援事業（2006年12月1日認可）
行動援護 居宅介護事業 重度包括支援（川口太陽の家内 東部出張所大地内）
- ・生活サポートセンターたいよう 生活サポート事業
- ・久喜市地域活動支援センター（2013年4月1日から委託）
- ・児童発達支援事業「シャイン」（定員10名・2015年4月開所）
- ・しらゆりの家（単独型短期入所事業・定員10名 2016年4月川口市から委託）
- ・はれ(2019年4月開所、生活介護・施設入所支援・短期入所)

(1)暮らしの場の拡充

①4月1日、川口市木曾呂に新入所施設が開所する。40名定員。

■開所した。全国、埼玉から多くの見学者を迎えている。

②暮らしの場の整備に向けた検討を進める。第3期将来構想の事業の検討に位置付けた論議を始める。

40名定員での入所選考の過程でさらなる暮らしの場の課題が浮き彫りになってきた。これまでの関係や活動から切り離されない生活の場の創設の課題である。入所施設の都市部への再編、整備への公費助成の抜本的拡充とともに、重度の仲間も、安心して暮らし続けることができるグループホームの制度改善と整備が運動課題になる。

川口太陽の家地域、大宮太陽の家地域、白岡蓮田地域でのグループホーム整備の可能性について検討する。

■9月19日将来構想事業全体会で3地域による暮らしの場検討会の立ち上げの提案があった。後期に後援会と協議して検討の方向性を決めることにしているが、あまり議論が進んでいない。

③グループホームの「日中サービス支援型」について学習し検討する。

オレンジホームは移行できないか。検討する。

■次年度での検討になる。

④サンライズの生活環境の改善を進める。

4月に白岡に一部移転する。

一部移転以降の計画を立てる。②の暮らしの場の検討など地域の運動と連携する。

■2019年4月移転したサンフラワーの敷地に、2020年4月に2棟目を借用した。新規に7名が入所した。

⑤地域生活支援拠点について検討し、あり方等について、行政や自立支援協議会などと協議する。必要な事業の実施に向けた検討、準備を行う。

[地域生活支援拠点整備の目的]－国

障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、重度障害にも対応できる専門性を有し、障害者等やその家族の緊急事態に対応を図る。

相談・緊急時の受け入れ対応・体験の機会・場・専門的人材の確保・養成・地域の体制づくりの機能を備えるとしている。「拠点整備型」と「面的整備型」がある。

⑦大地の重介護化への対策をたてる。

■9月19日将来構想事業全体会で問題提起があった。大地内部を中心とした議論をまとめ方針を持って取り組みを開始することが求められる。

9月26日、東部中央福祉事務所に大地の実態の報告と制度利用の可能性など改善に向けた方策について相談した。

■2020.4月より、看護師をパートから正規職に変更した。現在、夜勤の負担等の改善について検討を進めている。

⑧ロングショートの解消など、太陽の里の短期入所の改善に関わる課題について方針を出す。

⑨暮らしの場における高齢化への対応を検討する。

■太陽の里については、短期入所、日中利用等含めた、多人数の利用による過密について、検討の方向性について提起があった。太陽の里内部や近隣地域の事業との連携を含めた議論をまとめ、方針を持って取り組みを開始することが求められる。

■高齢化については横断的な検討を進め、実践、事業の創造するとともに、現行の制度が高齢化に対応していないことを明らかにして、合意を広げ、制度要求につなげていくことが課題になる。

⑩短期入所事業の課題に対策をたてる。

日数制限に対策をたてる。

しらゆり型の短期入所事業を他地域に広げられるように取り組む。

(2)通所の場の整備、拡充

①大宮太陽の家の改善、さいたま市の拠点となりえる施設の検討

大宮太陽の家の改善と合わせて、さいたま市に拠点となる、総合的な課題要求にこたえうる施設の整備を進める方針をまとめる。

「30人規模のしっかりした建物の施設を公的補助を得て整備する。」などベースか。

さいたま市の施設間連携やさいたま市民の会などの活動に参加する。

■将来構想事業全体会で、大宮太陽の家改善準備会の立ち上げの提案があった。後援会との協議を経て、施設整備に向けた具体的な準備の段階に入ることになる。公的補助による整備を目指すことになったが11月に立て貸しの物件が出たため検討。改善を急ぐ必要があることと、立地等好条件であったため、30名定員80万円の家賃をベースに交渉することにし現在に至っている。

②シャインを児童発達支援センターにする。

県・市との相談済。事業変更する。11月の理事会、評議員会で承認済。手続き中。

家族支援など含めて地域の中核的な療育支援施設になることから、圏域の自立支援協議会と協議連携していく方針になる。現状、大地に併設であるが将来は独立した施設整備を進めたい希望がある。

■児童発達支援センターの移行については、条件と体制の整備についてまとまらず、今年度中の移行は難しい。スケジュール案について検討することになっている。

③白岡デイサービスセンターの運営改善しえる制度活用について検討する。

デイサービスセンターの機能の有用性について白岡市蓮田市などと協議し確認する。

運営を改善できる仕方について白岡市蓮田市と協議する。

■白岡市との協議では、白岡市から生活介護への移行の提案がある。「デイサービスの機能の理解を共有し維持、発展させること」「職員体制などについて現状を改善しうる」ことを軸にして。調査や検討を行っている。

④通所の仲間の生活要求にどうこたえるか。

通所施設の夕方以降の対応について検討する。

4. 運営について

(1)労働条件について

①パート時給の引き上げを実施する。各経験年の時給をそれぞれ60円引き上げる。パートの処遇改善手当をなくす。

■実施した。

②5月の10連休の扱いについて組合と協議する。

■4月30日5月2日の国民の休日の扱いについて、みぬま福祉会の就業規則上の休日としないとした。正規職員に国民の休日稼働手当を支給した。

「制度上、人員増またはそれに代わる措置のない中で国民の休日の付与に福祉現場は対応できない。」ことを確認し、「福祉の実情を強く訴える」とした。

③有給5日付与の義務化を実施する。

■確認し、実施している。

④65歳以上の雇用条件を定める。

- ・65歳で雇止めとする。(62歳定年、条件を引き継いで再雇用となっている。)
- ・時給に上限を設けて再雇用とする。

■雇用契約時に65歳以上の雇用原則を決め、今年の契約時に該当者に通知した。2020年末までの猶予期間を設けている。

⑤新しい経済政策パッケージに基づく障害福祉人材の処遇改善について、可能なものについて実施する。(2月25日現在通知なし。)

■特定処遇改善加算について10月からの加算を申請した。当面試行的な実施とし、来年申請までに検討、組合との協議を進めることにしている。

(2)経営について

①年度予算、決算書について検討し、中期的に安定的発展的な経営状態を確保できるように対策する。

■事業については、大地、川口太陽の家、生活支援センターみぬまの赤字が顕著2020年にはれの建設費借り入れの返済(元金1750万円)が始まる。

2020年度予算の策定に向け以下の課題に取り組むことにした。

⑦各事業における収支の改善に向けた取り組みの検討と実施。(黒字事業を含む)

- ・定員の確保と稼働、職員配置と時間外労働の適正化を中心にした検討
- ・通所施設については、少なくとも月1回の土曜日開所を可能にできる方法の検討
- ・人件費比率に関わる総合的検討 雇用形態、給与手当の見直し
- ・障害支援区分の適正な評価についての検討と対策

⑧各事業の制度要求を明確にし、実現するための取り組みの実施。

- ・事業報酬に関わる要求 入所施設の生活介護日数について行政と交渉
- ・生活支援センターの補助金増
- ・芸術普及支援事業の補助金の復元

⑨はれの借入金返済財源の確保

⑩制度の活用を進める。

- ・通所生活介護の人員配置体制加算の活用
- ・グループホームの日中支援型ホームの活用
- ・大地における制度活用の可能性の検討

⑪事務費支出の見直し(法人・各施設)

⑫要求を共有し実現するための、財源づくりを含めた運動を後援会と共同して進める。

②はれの当面の運営資金について対策する。2か月分が未収になる。

■川口信用金庫からの借入対応の予定であったが、借入せずに対応することができた。

③各施設・事業の修繕積立について検討し実施する。

④新しい経済政策パッケージに基づく処遇改善について検討し必要により実施する。(未確定)

(3)法人運営について

①労働組合との協議を定期的に行う。

■7月29日 8月22日 11月22日 1月21日実施した。

②後援会との協議を定期的に行なう。

■6月12日(後援会総会) 8月8日 1月15日実施した。 後援会長が3月理事会に参加した。

③法人運営の基本的な執行及び検討を常任理事会で行う。

④法人に以下の会議を置く。(基幹会議) 略

■6月評議員会で理事監事の改選を行った。田川理事と黛監事が退任し、足立理事と矢口監事が就任した。

⑤次の行事・事業を行う

- ・成人式還暦の祝い。1月
- ・職員の勤続表彰。6月

■6月後援会総会で勤続表彰を行った。

(4)施設運営について

①発達障害など困難な状態にある仲間への取り組みの質を確保する。

施設・事業の運営は、制度の変化、仲間の高齢化、障害の重度化、複雑化、人材不足などにより困難の度合いを増している。施設運営における施設、施設長の自立的力量の強化と、機能連携による総合的力量的強化を図ることが課題になる。

ソーシャルワーク、実践・障害理解の専門的視点を事業、運動の原動力にする。

■発達保障連続講座を年3回実施した。

各施設の実践課題に関わる横断的な支援体制等について検討を始めている。

②人事 2019年4月から

・管理職	はれ施設長	黒田徹(川口太陽の家施設長から異動)
	川口太陽の家施設長	篠崎秀一(アトリエ輪施設長から異動)
	副施設長	高橋実(川口太陽の家支援員から昇格)
	大宮太陽の家施設長	高橋守(にじ施設長から異動)
	にじ施設長	沢田透(法人職員から異動)
	シャイン施設長	植村勉(大地施設長と兼務)
	サンライズ副施設長	原島和人(サンライズ支援員から昇格)

(5)研修・人材の育成

①基本的事項の継承とともに、実践・事業・運動の発展を推進する職員の組織的力量的向上をめざして研修を組織する。経験年に応じた体系として実施する。

以下について研究研修部会が全体方針を出し、研修委員会が実施する。

・新任研修を行う。開催時期について検討する。

■4/1、7/26-27に実施した。

■発達・障害・福祉・権利など、基礎的な事項の理解に関わる学習の機会についての検討が課題になる。

■3月理事会において地域課題の理解と取り組みについて課題とする提案がある。

・実践報告会を開催する。

■コロナの影響で延期となる。

・発達保障講座を開催する。(子育て支援事業として地域講座として開催する。)

■7月14日に1回目を開催した。白石先生の都合で、2回目から京都の池添先生で11月10日、1月19日に2回行った。3月の3回目はコロナの影響で中止した。

管理職研修を実施する。(担当=常任理事会)

■9月から、6人の管理職に対して年6回の研修を開始している。社会福祉経営者同友会の施設長養成学校に参加した山路総合施設長が進めている。昨年6人の2年目になる。

経験年に応じた体系を明確にする。

サビ管等資格要件の研修を組織的に行う。(総務)

②法人合同研修を継続する。(法人間連携として)実施する。

■実施した。

③施設間交流としてインターンシップ研修を検討する。

■未実施

④海外研修を実施する。

全障研の海外研修に2名派遣する。

■9月に太陽の里事務の田中さん、川口太陽の家栄養士の土山さんが参加した。

⑤新任職員交流会を開催する。

■7月12日に初任職員交流会(3年目まで30歳以下)を開催した。